

行政書士

しずおか

- ・ 新種の業務に関する考察
- ・ 職務上請求書の不適切使用の注意喚起



「駿府公園、静岡県庁と各官庁中枢舎」

富士宮支部 塩川 始 会員



静岡県行政書士会



目 次

新種の業務に関する考察	静岡県行政書士会 会長 岸本 敏和	2
職務上請求書の不適切使用の注意喚起	静岡県行政書士会 総務部長 奥山 浩行	5
茨城県行政書士会「経営審査視察団」来静		8
富士・富士宮支部女性会員による「なでしこ委員会」設立について		10
義援金		11
お知らせ		12
会議議事記録 要約		
平成23年度第1回・第2回・第3回・第4回常任理事会		13
平成23年度第1回・第2回・第3回常任幹事会		19
平成23年度第2回理事会		21
平成23年度第2回幹事会		22
平成23年度第1回新入会員特別研修会		23
会 務 録		24
投 稿 薦の細道を歩く	静岡支部 佐藤 吉男	27
川 柳	田方支部 山本 順平	28
会員の動静		29
編集室・編集後記		32

《一新種の業務に関する考察》

なぜ、行政書士にとって事業承継・事業再生や知的資産経営の知識が必要か？

静岡県行政書士会 会長 岸本 敏和

本音インタビュー

県行政書士会長

岸本 敏和氏



きしもと・としかず氏 愛知法学部卒。県行政書士会副会長を経て、2011年5月から現職。日本行政書士会連合会常任理事も務める。浜松市西区。57歳。

中小企業の事業承継

営業許可申請や会社の定款手続きなど、経営者に代わって法務手続きを進める行政書士の立場から、事業承継の重要性を強調する。2008年10月施行の経営承継円滑化法や09年6月施行の産業活力再生特別措置法（産活法）など、国が整備を進める支援法を活用した事業承継を訴える。

支援法活用へ経営診断を

株式会社は定款規定などの分野でも、企業と密接な関わりを持つ中で、いかに多くの企業が景気低迷の影響を受けて疲弊しているかを痛感している。不採算部門を抱えた中小企業が事業再生する場合、産活法などを使った事業承継が有効だが、倒産寸前まで随って手の打ちようがない。国内経済の屋台骨を背負う中小企業の高い技術力や製品、雇用を、事業承継がどのように変化に常日頃から備えるべきか。

行政書士として、中小企業はじめ産廃処理業者や物流業、旅業など、国や自治体の営業許可が必要な業界の許可申請を依頼者に代わって行っている。行政書士は、建設業をはじめ、営業許可が必要な業界の許可申請を依頼者に代わって行っている。行政書士は、建設業をはじめ、営業許可が必要な業界の許可申請を依頼者に代わって行っている。

際に許可業務のことは後回しにし、行政書士が業務や雇用を一日の切れ目もな円滑に引き継ぐ上で、営業許可番号の継続は重要な鍵。公共工事入札などに必要な過去の業績も新会社に移行できる。ぜひ活用してほしい。

行政書士の主要業務のひとつは、いうまでもなく許可認可業務です。建設業許可・産業廃棄物処理業許可・貨物運送業許可等々枚挙に暇がないほどに、許可認可の種類は多岐に亘っています。その申請者のほとんどは企業であり、私達の顧客であります。経済が右肩上がりの時代には、企業の数も増えて私達行政書士もその恩恵に預かってきました。しかし、バブル経済崩壊後“失われた20年”というにはあまりにも長い間、経済の低迷が続いています。私達の顧客は中小企業が大半であり、その中小企業の数が1986年に全国で532万社あったものが2006年には420万社と20年間で112万社減少しています。驚くべき企業数の減少です。企業数が減少すれば当然の如く私達の職域も狭まります。

昨今の建設業界をみましても建設業許可業者数は平成11年をピークとしまして17%も減少していますし、建設業の平均営業利益率（粗利）は、平成7年度以降全産業平均を下回り、現在も低迷が続いています。また建設産業以外にも、私達の顧客である中小企業は依然として厳しい経営環境にあります。そのことは、必然的に私達の業務が減少していくことを示しています。「企業数の減少⇒許可認可件数の減少⇒行政書士の業務量減少」というように“負のスパイラル”になっていってしまいます。

しかし、許可認可のみに視点を合わせて業務が減少していくままにしておくわけにはいきません。視点を転換することも必要ではないかと思えます。

企業数の減少は単に経済環境が悪いだけだろうか？事業を承継してくれる後継者がいない。不採算部門さえなくなれば経営は維持できる。子会社の業績が不振でお荷物になっている。株式が分散していて事業承継がうまくいかない。他社に誇れる技術があるのに売り方が判らない。行き当たりばったりの経営で先が見えない等々。企業数の減少している要因等はさまざまなものがあるかと思いますが、これらの要因等の相談に応じ、適切な手続きを施すことを行政書士ができれば、私達の職域の拡充になるものと思えます。

「企業数の減少⇔相談・指導・助言⇔必要な書類作成」⇒新たな業務の形成。

前述したように、我が国の中小企業数は420万社に減少しました。しかし、全企業数の99.7%を占めます。またそこで働く従業員数は2,800万人で全労働者数の71%です。まさしく我が国経済の屋台骨を背負っているのが中小企業です。

その中小企業が持つ技術力やノウハウ・商品・製品等を事業承継・事業再生ができないばかりに閉ざしてはいけいないと経済産業省や中小企業庁は、ここ数年の間に、事業承継や事業再生を支援する法律を整備してきました。以下に主な関連法律を記載しますが、行政書士にとって関係の深いものがあります。

1. 産活法（産業活力の再生及び事業活動の革新に関する特別措置法）

具合が悪くなった会社の良い部分を切り出して、第二の会社に良い部分を譲り渡して、事業を承継させる方法。建設業や運送事業等のような許認可が必要な事業は、許可番号もそのまま引き継ぐことや過去の業歴もすべて引き継ぎます。（許認可に関する手続き）また第二会社に移転する不動産や自動車等の移転登録手続き等が伴います。

2. 経営承継円滑化法（「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」）

先代経営者から生前贈与された株式を遺留分から除外（民法特例）し、事業承継をした後継者が経営をし易いよう策定された法律です。（相続相談）

3. 会社法による事業承継対策

定款自治の原則を最大限利用して、種類株式の発行により、株式の分散を制限したり、分散している株式を集約したりして事業承継対策に活用できます。（定款変更手続き）

このような法律が整備されたことから事業承継・再生は緊喫な我が国の課題であることがお分かりになるうかと思います。

行政書士として、許認可業務における知識・スキルは当然のことながら必須のものです。上記法律に関する知識も備えておくべきものだと思います。

また、事業承継・再生には、対象となる企業や事業の調査＝デューディリジェンスが必要になってきます。デューディリジェンスは、財務・法務・許認可・人事・環境・知的財産等々に分かれ多くの専門家が必要になりますが、行政書士の分野である許認可や知的資産デュー

ディリジェンスは、私達が中心となって進めなければなりません。また、建設業許可を扱う行政書士は経営状況分析を通して、産業廃棄物処理業許可申請を扱う行政書士は中小企業診断士等が作成する診断書等を通して財務デューディリジェンスの知識も保有されているはず。これらのデューディリジェンスは企業に見える部分に着目されますが、大事なことは“企業の財務諸表に表れない資産＝知的資産”をどれだけ明確化することができるかで優れたデューディリジェンスかどうか問われます。知的資産という言葉が「知財」の話？著作権の話？と誤解をされている方もいるようにまだまだ新しい概念です。企業の資産価値は、貸借対照表の資産の欄に計上されていますが、そこには“人”“技術”“ビジネスモデル”“顧客層”“仕入先”“教育の充実度”“社内の仕組み”等々は記載されていません。しかし、どれもが企業を動かしていく大事なエンジンです。これらのエンジンを抽出して経営に活かしていこうという概念が「知的資産経営」です。デューディリジェンス能力そのものは、行政書士の業務そのものではありません。しかし、事業承継・再生のための支援・助言等には欠かせない能力です。また、「知的資産経営」の知識は、事業承継・再生等に限らず、中小企業の経営者にアドバイスできると同時にご自分の事務所経営にも参考になることも多いと思います。

尚、事業承継・再生は、行政書士が単独で処理できるものではなく、金融機関や弁護士・会計士・税理士・社会保険労務士・司法書士・土地家屋調査士・中小企業診断士等の専門家との協働作業になります。ただその中で、産活法・経営承継円滑化法・会社法・知的資産経営等に精通していれば、単なる書類を作成するいわゆる“代書屋”ではなく、協働作業の中核的存在としての行政書士になれると思います。

また、事業承継・再生には、土地に関する手続きや外国人労働者に関する手続きも派生することもありますので、その辺りの基礎知識も身につけておかれたほうがよろしいのではないかと思います。

以上、縷々と事業承継・再生、知的資産経営と述べて参りましたが、会員皆様にとって、業務拡充のためのご参考になればと思い貴重なページをお借りしてご案内をさせて頂きました。

§ 事業承継・知的資産経営に関する講習会の予告 §

「事業承継講習会」

(運送業・建設業の事業承継 産活法 権利・義務からみた事業承継 円滑化法 etc…)

平成23年11月4日(金) 静岡県総合社会福祉会館 (シズウェル) 701会議室

第1部 運送業における事業承継

講師：葛西 彰氏 (北海道会・元日行連第三業務部専門員)

第2部 建設業における事業承継 (再生) 及び産活法

講師：岸本敏和氏 (静岡会・日行連第一業務部長)

第3部 権利・義務からみる事業承継及び円滑化法

講師：江端俊昭氏 (神奈川会・日行連第三業務部専門員)

※講習の順番は変更されることがあります。

「知的資産経営講習会」

平成23年12月19日(月) もくせい会館 富士ホール

第1部 無形の強みの活かし方

講師：中森孝文氏 (龍谷大学政策学部 教授)

第2部 知的資産経営報告書の作成を学ぶ

～行政書士がすべき知的資産経営支援とは～

講師：江端俊昭氏 (神奈川会・日行連第三業務部専門員)

岸本会長の記事 (前ページ) にあるように、行政書士にとって許認可における知識・スキルは必須のものであり、スキルアップして事業承継や企業再生を手掛けることができます。そして、これら手続きを行うためにはいくつかの専門分野における企業の調査＝デューディリジェンスが必要となります。このうち許認可デューディリジェンスと知的資産デューディリジェンスは私たち行政書士が中心となって進めなければならないものです。

この度、上記のとおり事業承継と知的資産経営の講習会が続けて開催されることになりました。これらは関連する内容となっておりますので、是非、両方の講習会を併せて受講することをお勧めします。皆様のスキルアップにお役立てください。

※上記講習会の詳細・申し込み方法等は、あらためて本会よりご連絡させていただきます。

著作権相談員の皆様へ

上記講習会は、我々著作権相談員にとって大変役立つ内容と考えます。是非、受講ください。

講習会当日、受付にて次のものをお渡しする予定です。(日政連からの配布物、相談員カード保有者のみ)

①著作権相談員カード ② 知的資産契約マニュアル (135頁)

著作権相談員作業部会 副会長 (座長) 我 妻 和 男

【現場レポート】

職務上請求書確認業務あれこれ

静岡県行政書士会 総務部長 奥山 浩行



請求ができる根拠

行政書士又は行政書士法人が戸籍・除籍若しくは原戸籍の謄本若しくは抄本、住民票・除票若しくは戸籍の附票の写し等の請求ができるのは、戸籍法、同施行規則、住民基本台帳法、戸籍の附票の写しの交付に関する省令、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（以下「戸籍法等」という。）に基づき、行政書士又は行政書士法人が職務上必要な場合に限り使用できるものです。

したがって、様式は日行連が総務省及び法務省と協議の上、作成したのですが、それに至るまでの経緯は、日行連をはじめ日政連などが筆舌に尽くせない努力があってのものです。そのため、この制度を守り、行政書士法（以下「書士法」という。）に定められている「行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」とする趣旨を十分理解したうえで適切な使用が求められています。

ともすれば、行政書士のために設けられた制度と誤解される向きもなきにしもあらず、との感があることを使用済み請求書の確認作業から見ると、否定しきれないのが現実です。ここでは、その使用上の責務が十分理解されていない例を引きながら、法令遵守の観点から、その心構え、留意点を解説し、この制度が崩壊しないための予防措置とします。

他士業に比べると使用条件が厳しい

前記の戸籍法等に基づく限り、士業間での使用条件は変わりません。したがって、他士業の使用状況をあれこれ申しあげることは致しません。

本会としては、日行連が定めた「職務上請求書の適正な使用及び取り扱いに関する規則（以下「取扱規則」という。）」及び「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取り扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」にしたがって、使用済み請求書を確認するだけでなく、購入申し込みから払い出しまでを粛々と進めています。

その基本的な取り組みは、会員が法令違反を問われないよう周知徹底を図るのが本会の義務という観点、平たく言えば、会員が「いつ、どこへ、何を、どうして、どうなった」を主眼として確認作業を行っています。このことは、万一、会員が不適切使用を問われたとき、本会から具体的指導はなかったと適切な使用の責務を他に転嫁する例があると聞くことから、本会としては、不適切な使用会員のために人と時間と費用を投ずることに疑念を感じながらも日々、役員と事務局が取り組んでいるというのが現実です。

確認作業でわかったこと

感熱紙で複写になっています。その理由は、市区町村長に提出した内容が容易に確認できるようにしたためですから、ゴム印などを避けることで不適正使用していないことをアピールしてください。以下、最近の事例から確認内容を列記します。

1. いつ 職務上請求書を市区町村長に提出した日の記入がありますか
2. どこへ 市区町村の記入がありますか、政令市の場合は区長宛てになっていますか
3. なにを 戸籍欄は謄本か抄本を○で囲み、住民票欄なら□に✓がありますか
4. どうして (1)～(5)ここで職務上必要かどうかがかかります

(1)～(3) 本籍・住所、筆頭者・世帯主、氏名、フリガナ、生年月日 依頼人（本人）しか知らない事項ですから、本人確認がされたことが推認できます。

範囲 依頼された業務に必要な範囲を特定します。範囲が特定されていない場合は、受託者と依頼人が目的を共有していないおそれがありますから注意が必要です。

(1)～(3)を明確に記載することで依頼人の確からしさを証明できます。記載がない場合は、依頼人（本人）確認をしていない疑念を持たれ兼ねません。

(4) 住民票の写しの記載事項を特定します。依頼の範囲を超えないようにします。

(5) 業務の種類 ガイドライン III. 1. (4)他士業務でないことを確認します。

行政書士業務として職務上の請求が必要であることを判別できるよう、依頼者からの依頼内容を記入します。このとき、法令名のみでの記入では必要性が判別できません。したがって、本会が行っている「業務報酬額の統計調査」の「業務内容」等を目安に記入することが必要です。

依頼者の氏名 許（認）可申請等の申請人又は業務の依頼人（本人）が原則です。

依頼者について該当する事由中、上記に該当する具体的事由【例】都市計画法第43条申請の場合は項、号まで、分家住宅に係る戸籍関係の謄（抄）本を請求するときは「同居でない親族の分家住宅」というように具体的に記入します。

5. どうなった (6)提出先又は提出先がない場合の処理 官公署の場合はその名称、提出先がない場合は、交付を受けた謄（抄）本や写しをどう始末したかを記入します。

6. 請求者 請求を受けた市区町村長が行政書士であることを確認する必要性が生じたときに請求者が行政書士であることを明らかにするために記入します。

(7) 行政書士会所属の前に「静岡県」を記入します。

他の都道府県の市区町村長に提出したとき、所属する単位会かどこかを明らかにするためです。

事務所の所在地・事務所名 事務所の所在地及び名称を記入します。このとき、事務所名を登録していない場合は事務所名を記入しないでください。

以上を確認した上、行政書士の氏名を記入し、職印を押印します。

登録番号は、行政書士証票と同じ番号を、電話番号は、請求先市区町村長が必要に応じ確認の電話をするため必要としています。

7. 補助者 職務上請求の使用者となり得る者は、書士法施行規則第5条又は第12条の3の規定により本会に補助者登録をしている者に限ります。補助者が使用者となる場合は、補助者自身が事務所の所在地及び氏名を記入の上、押印（正副とも）し、使用者として職務上請求書を提出したことを明確にします。

このとき、補助者任せにしている可能性がある請求書があることが懸念されています。補助者の教育は、補助者の使用者に限ります。したがって、補助

者の為した行為は補助者の使用者である行政書士本人にあることにご留意ください。万一、補助者による不適切使用があったとしても、本会は補助者の責任を問うことなく、行政書士本人に責任を求めることをご承知ください。

8. 事件簿 これで請求書の記入が終わったと、安心しては早すぎます。職務上請求書の右上の数字を見て、事件簿に記入しておきましょう。このことは、取扱規則第15条（帳簿への記録）に「受託事件に関して職務上請求書を使用したときは、書士法第9条又は第13条の17に規定する帳簿（事件簿をいいます。）に、その使用した職務上請求書の払い出し番号を記載しなければならない」という義務規定があるからです。

このことは、懲戒処分にある帳簿の備え付け、保存義務に違反するなど関係するおそれがあることのほか、万一、請求書が紛失、盗難、返戻時の対応において、請求書を使用した証明にもなることから、その記入を忘れないようにしましょう。

たった一枚の請求書と侮るなかれ

たった一枚の請求書ですが、これを侮ると大きな失敗につながるおそれがあります。書士法第14条及び第14条の2に基づく知事処分を見ますと、最も重い処分である「業務の禁止」と言う処分がありますが、職務上の請求書に関する処分例にそれがあります。

職務上請求書から当該行政書士が「いつ、どこで、何を、どうして、どうなった」かがわかります。万一の場合、職務上請求書と事件簿、請求（領収）書、委任状又は業務契約書があれば、行政書士事務所がどのように運営されていたかを証明する証拠物件になります。恐ろしいもののたとえ話に、地震、雷、火事、親父（補助者だったら使用者？）と言われていると聞きますが、これに紛失、盗難、さらには電子化したデータの保存・再現など事務所の危機管理は、どこの事務所でも今後の重要課題と思います。

本会でも、会員名簿や印鑑簿などの電子化と再現可能なシステムづくりが必要と考え、取り組みを始めたことをご報告します。

本人確認の重要性

最後に、本人確認についてお知らせとお願いをしま

す。

最近、本人確認について司法判断が明らかになりました。その概要は、行政書士ではありませんが有資格者が本人確認の際、本人になりすました者と面談し、運転免許証の原本を確認しなかったのに、原本を確認したかのような記載をして本人確認情報の提供を行ったこと等を理由として3か月の業務停止処分を受けたことに対し、懲戒処分は違法であり、これによって原告が受けた懲戒処分は違法であり、これによって原告は売り上げの減少、信用の低下等による損害を被ったなどと主張して提訴したところ、監督官庁が懲戒処分権を有する以上、その判断のため必要な調査を行うことは当然とし、原告の主張は退けられました。本人になりすました行為は、許されないことは周知の事実ですが、コピーした運転免許証による本人確認が退けられたことは、行政書士が受任に当たり行うであろう本人確認にも注意が必要という意味でお知らせします。

判決に当たり裁判官は、関係士法により課せられた「職責・会則の遵守義務」に加えて単位会の会則にあ

る「品位保持」の3点に違反し、懲戒に該当、しかも原告自身の重大な過失により、免許証の原本による本人確認を怠ったものであることなどから、原告の非違の程度は重大であり、懲戒事由に該当することは明らかとされました。

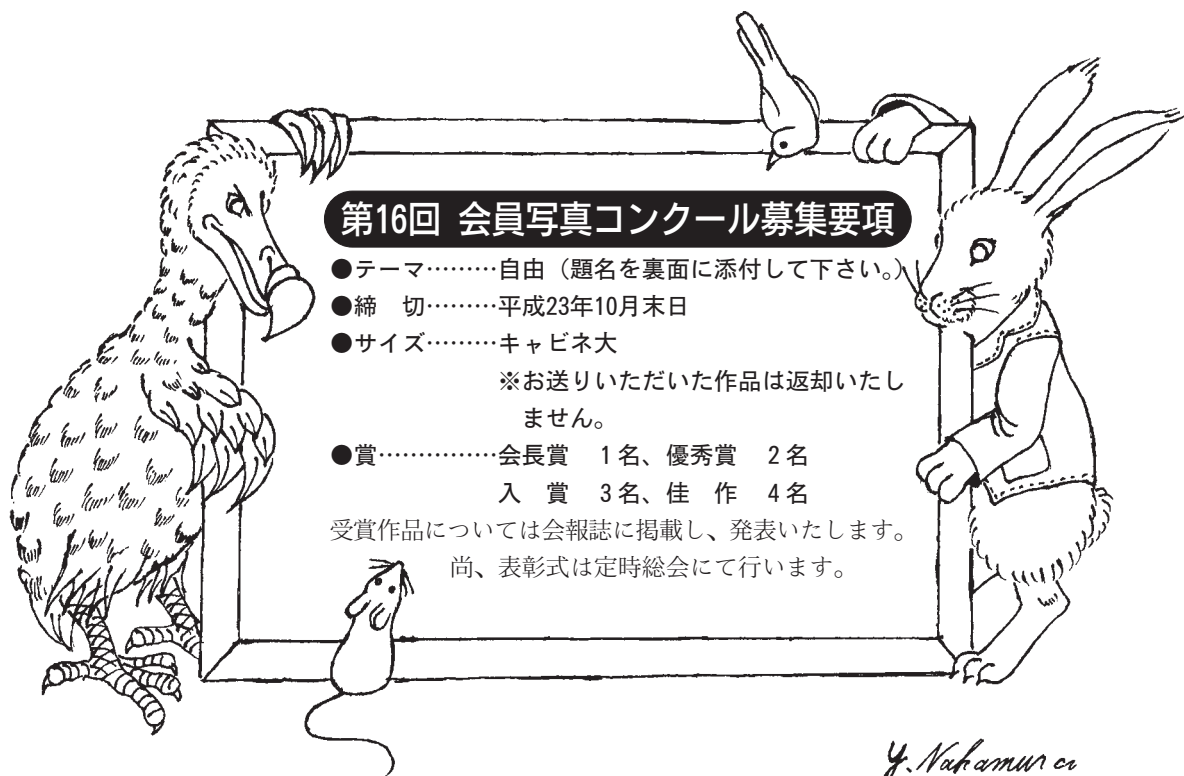
行政書士が行う本人確認とは似て非なるものがあるかとは存じますが「もって他山の石」とすることは、決して重荷にならない情報として提供します。

以上、職務上請求書確認の現場からのレポートでした。

たざん - の - いし【他山の石】

（「他山の石以て玉を攻（おさ）むべし」より）
自分の人格を磨くのに役立つ他人の
よくない言行や出来事。「一とする」
▽本来、目上の人の言行について、また、手本と
なる言行の意では使わない。

—— 辞苑 第六版 (C)2008 株式会社岩波書店 ——



茨城県行政書士会「経営審査視察団」来静

平成23年7月22日、静岡県における経営審査の審査業務を視察するため、茨城県行政書士会國井会長はじめとする役員の皆さんが来静されました。

当日、案内役の役員は全員東日本大震災復興支援ポロシャツを着用し、また審査員も全員緑のリボンを胸につけ、静岡土木事務所会場における審査業務を視察していただきました。その後、静岡県行政書士会館3階において意見交換が行われました。

来静された茨城県行政書士会の皆様

茨城県行政書士会	國井 豊 会長	若杉 國康 建設部副部長
	嶋田 広一 副会長	三橋 司 建設部専門委員
	竹内 崇 建設部部長	本城 裕樹 建設部専門委員
	海老原芳晴 建設部副部長	

当会の出席者

静岡県行政書士会	岸本 敏和 会長	橋本 正臣 監事
	月見里和夫 副会長	岩瀬 喜臣 広報企画部長
	平岡 康弘 副会長	
	鈴木 幹久 建設業委員長	



静岡県行政書士会が県より受託している経営審査の審査業務は、当初（昭和58年度）、本会が推薦した会員と静岡県が直接委託契約を締結する形態で始まり、平成7年から本会と静岡県知事が業務委託契約を締結する今のスタイルとなり、建設業委員会が経営審査の事前審査業務を運営しています。

静岡土木事務所会場における審査業務の視察



申請者のご了解のもと、実際の事前審査と本審査に立ち会っていただきました。

本会が、県との協働で培ってきた審査業務のスタイルは、受審者の負担を軽減するため事前審査と本審査ではチェックするポイントを重複させず、またなるべく待ち時間が少なくなるよう予約制としたり、本審査の受審整理券をつくるなど数々の工夫を重ねて現在に至っています。（この整理券には静岡県行政書士会の名前を入れ、受審する方々に本会が貢献していることをアピールしています）

静岡県行政書士会館 3 階における意見交換会



審査業務の受託の経緯から現在に至るまでの本会の対応について、当時の役員であった橋本正臣監事に詳細な説明をしていただきました。

茨城会の皆さまには我々の行っている審査業務について理解を深めていただけたことと思います。

またこの度は、私たちの活動を第三者に見てもらうことにより、日常気がつかないところにも目を向けることができました。今後の方向性も確認でき、私たちにとっても大変収穫がありました。

富士・富士宮支部女性会員による「なでしこ委員会」設立について

平成23年8月10日、静岡県行政書士会富士支部及び富士宮支部の女性会員が合同で「なでしこ委員会」を設立致しました。

この会は、両支部に所属している女性会員が各支部において、女性としてどの様に会に協力出来るのか？数少ない女性会員が協力するにしても一人では心細い、家庭と業務の両立の難しさ等気軽に他の会員に相談したり、健康面に於いても軽スポーツなど気軽に参加する事が出来ればと女性会員が集い、設立した特別委員会です。

富士支部・富士宮支部は元々一つの支部から始まり、昭和52年に分割・独立し、2支部に成った経緯があります。両支部とも「兄弟支部」としての認識があるので支部間の交流も盛んに行われております。

そんな中、女性会員からの申出を受け、両支部とも理事会に諮り全面的な協力体制を取ることを決議いたしました。

二つの支部にまたがっての委員会でもある為、今後色々な問題も出てくるかも知れませんが、一步を踏み出さなければ、先には進みません。両支部のパワフル且つエレガントな女性会員でしたら、多少の困難など撥ね除けてくれるでしょう。

これからの「なでしこ委員会」の活躍を期待する次第です。

富士支部長 高本 良一
富士宮支部長 井出 正和



1. 名 称 なでしこ委員会
 《なでしこの花言葉：勇敢・大胆・純愛》
2. 組 織 行政書士会富士支部及び富士宮支部の女性会員をもって構成する。
3. 活動内容
 ・男女共同参画の推進
 ・行政書士会富士支部・富士宮支部のPR活動
 ・支部事業のサポート
 ・会員の健康生活に有益な研修を行う
 ・会員相互の交流を図る

義援金の寄金に関するご報告

静岡県行政書士会

会長 岸 本 敏 和

東日本大震災から半年が経ち、被災地の方々はじめ各関係機関が全力で復興に取り組まれておりますが、本格的な回復にはまだまだ時間を要すると思われます。

静岡県行政書士会では震災直後から、被災地復興の一助となりますよう会員の皆様にご協力いただきまして募金活動を行ってまいりました。この度、募金いただきました義援金が200万円に達しましたので、8月19日、日本赤十字社に寄金いたしましたのでご報告申し上げます。

各支部、各会員の皆様には多大なご協力を賜り御礼申し上げます。

震災による被災地の復興は、我が国の経済健全化の前提になるものであり、国民が皆で支援していかなければならないものと考えます。

静岡県行政書士会では、被災地の1日も早い復興を願い、募金活動を継続して行って参ります。今後とも皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



8月19日(休)岸本会長と奥山総務部長が日本赤十字社静岡支社を訪問し、皆様からの義援金200万円を手渡しました。

お知らせ

広報誌Besideが静岡新聞に取り上げられました

平成23年(2011年)8月20日(土曜日) 第25010号 (日刊)



県行政書士会(岸本敏和会長)はこのほど、

行政書士の活動身近に 情報誌が創刊

一般向けの情報誌「ビサイド」―写真―を創刊した。会社や法人の設立、営業許可申請などに必要な書類作成、手続きを依頼者に代わって行う行政書士の活動を「幅広く知ってもらいたい」(岸本会長と、作成した。3カ月に1度のペースで発行する予定で、当面は無料相談会で市民に配るほか、県や市町に送付。希望者にも無料で配布する。将来的には行政機関や病院の待合室などに設置していきたいという。創刊号はA4サイズの22頁。認知症や知的障害など精神上的の障害で判断能力が不十分な人を法律的に援助する成年後見制度について紹介した。設立60年を迎える県行政書士会の歴史も振り返り、県内で行う無料相談会の日程を掲載した。今後も、遺言書の書類作成や農地転用の申請、中小企業の事業承継支援など、行政書士の活動を分かりやすく紹介していく方針。



〒422-8033
静岡市駿河区登呂3-1-1
静岡新聞社
電話(054)282-1111
1ヵ月(朝夕)2,900円(税込み)
©静岡新聞社2011
浜松総局 浜松市中区旭町11-1
プレスタワー内
電話(053)455-3355
東部総局 沼津市魚町1
サンフロント内
電話(055)962-0380

定時総会の日程変更

変更前 平成24年5月25日(金)

変更後 平成24年5月24日(木)

静岡県行政書士会より下記の方が日行連常任理事会・専門委員に選任されました。

建設部門	月見里副会長
運輸交通部門	鈴木副会長
農地部門	日内地部長

お詫びと訂正

7月号(264号)P16

各委員会の紹介に誤りがありました。

電子情報管理委員会 上段右

誤 松浦 正 松澤

お詫びして訂正致します。

平成23年度第1回新入会員特別研修会

日時 平成23年10月4日(火)
10時00分から18時30分
会場 もくせい会館 2階第2会議室
受付 総務委員会委員
司会 理事鈴木 総務部総務委員長



時間	講義内容	担当及び講師
10:00	開会の挨拶	理事（総務委員長）鈴木芳雄
10:05	日程及び資料の説明	理事神木俊典
10:10	会長挨拶	会長岸本敏和
10:20	静岡県法務文書課長の紹介	司会者
	静岡県経営管理部文書局法務文書課長挨拶	課長市川克次様
10:25	倫理綱領唱和	副会長神尾睦
10:35	静岡県法務文書課法規班副班長講義 「コンプライアンスについて」	法務文書課副班長森隆史様
11:00	講義 ○行政書士の倫理と責務 （実務上の注意事項について） ○行政書士会組織・運営について ○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について ○行政書士の取扱業務について ○日本行政書士政治連盟について	理事神木俊典
		総務委員石井康一
		総務委員松浦 清
		総務委員古屋初男
		静政連会長奥山浩行
11:50	質疑応答	
12:00	昼食及び休憩	
13:00	各部からの講義 Ⅰ 風俗保健国際部 （1）風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等 （2）入管・渉外家事・帰化申請等	常任理事市川末男風俗保健国際部長 副会長後藤博行
14:00	休憩	
14:10	Ⅱ 建設法人労務部 （1）建設業許可申請・経営事項審査等 （2）法人設立手続等	副会長月見里和夫 常任理事五條義人建設法人労務部長
15:10	休憩	
15:20	Ⅲ 土木農地運輸環境部 （1）農地法申請等 （2）自動車登録手続・車庫証明申請等 （3）産業廃棄物収集運搬業許可申請	常任理事日内地孝夫土木農地運輸環境部長 副会長鈴木市代 副会長我妻和男
16:20	Ⅳ 広報企画部 知的資産経営の研究並びに業務化の推進	常任理事岩瀬喜臣広報企画部長
16:30	質疑応答及び要望事項について	コンプライアンス部長平岡康弘副会長 常任理事中山正道法務経理部長
16:40	閉会の挨拶	副会長神尾睦
17:00	意見交換会開会	副会長平岡康弘
18:30	意見交換会閉会	総務部長奥山浩行

投稿

蔦の細道を歩く

(静岡支部 佐藤 吉男)

平成二十三年七月三日（日）、静岡支部を中心とするメンバーで、懇親と健康のために「蔦の細道ウォーク」を行った。

午前十時、総勢十七名が道の駅へ集合した。藤浪さんの機転で、メモに名前を書いてもらう。出店のきんつばやお弁当が安い。それぞれトイレを済ませて登りはじめる。天気は上々だが、暑い。宇津の谷峠まで急登が続く。もうじきだから、と言った矢先、池田さんがダウン。芝田さんも足が止まる。峠で池田さんを仰向けに休ませて、全員休憩。在原業平の歌碑の前で集合写真を撮る。在原業平の歌は、実際に来て詠ったものか、疑問視されている。ここからは焼津方面がよく見える。源頼朝や織田信長も通ったかも、と話をする。長田西小の女の先生が二人、遠足の下見に来たと通過。池田さんも回復したので、下山。

「猫の石」は盤座といわれているが、定かではないことを話して、木和田川沿いの「兜堰堤」へ。こちらは立派な登録有形文化財。木和田川の洪水を防ぐための砂防堰堤である。水が落ちているのを見ると涼しくなる。蔦の道公園で昼食。女性の惣菜は豪華。男性陣は分けてもらう。そろそろ一時。先を急いで、坂下の延命地蔵堂へ。ここで鼻取地蔵の民話。この鼻取地蔵は代掻地蔵ではなくて、動かない牛を地蔵が動かしたという話。すぐ上に駿府代官・羽倉外記の「羅徑記」の碑。羅とは蔦、徑とは小道。「羅徑記」は蔦の細道を讃えた顕彰碑である。歩道橋で国道一号線を渡り、竹林の中を明治の道へ。ほどなく明治のトンネルの岡部口へ出る。全員揃うのを待って、レンガ造りのトンネルの中へ。トンネル内は涼しい。ミステリースポットにもなっているという。夜は肝試しにいいね、と話しながら、まもなく静岡口へ。一陣の風がさっと吹く。トンネル前で集合写真を撮って、屋号が並ぶ丸子宿の立場の家並みへ。西村夫妻が、お羽織屋で食べられる十団子を買っていた。お羽織屋は、豊臣秀吉が小田原討伐に向かう際、主人の石川忠左衛門の忠義を讃えて陣羽織を与えたという逸話で有名。すぐ横の小道を回って、慶竜寺へ。森川許六の句碑が萩の青葉に覆われて

いた。十団子は、小さな団子を十個づつ糸で通し縛ってまとめた物で、「九十九難」を表すいわゆる厄除け。宇津の谷峠によく鬼が出たので、地蔵が旅憎に化けて、鬼を小さくして潰したと言う伝承がある。かつては、この上に岩風呂があったが、今はない。おりしも七夕。入り口に歓迎用の大きな七夕飾り。歩道橋を渡って、再び元の道の駅へ。二時半、到着。しばらく休憩して、西村さん夫婦と、藤浪さんは池田さんと芝田さんに乗せて帰る。

三時、残った十二名で、玉露の里の川原へ涼みに行く。川原で子供達が元気に水遊びをしていた。朝比奈川沿いの土手に龍勢花火の櫓が見える。桂島の梅林院はかつて宇津の谷峠にあったというので寄ってみたが、木喰仏を観音堂の窓から覗くように言われ退散。以前はお願いすれば観音堂へ入れてくれたのに残念。ここで、志太支部の皆さんとは別れる。残りの九名で、十輪寺で木喰仏を拝ませていただく。十輪寺の好意に感謝。望月さんの車は、国道一号線へ、根本さんの車は百五十号線へ分かれ、それぞれ静岡へ帰路に着く。いずこも男性よりも女性の方が元気であることがいみじくも露呈したウォーキングであったが、後から振り返ると、他支部の会員とふれあえたことが何よりもよかったと思う一日であった。



川柳

忘られた風鈴泣かす秋の風
赤トンボ止って僕と出迎える
白だすき太鼓の音で客を呼ぶ
独り身はテレビ相手にらびり酒
耐えていた不満の酒が見を覚ます
相槌を打って急場を救い出す
出しゃばりが近頃使う黙秘権
廻り道逢えて抱き合う若い顔



平成廿三年五月六日 山本順平





私の事務所はこぢんまりしているが、それなりに汚れるわけで、日曜日の朝は“クックルワイパー”を片手に床掃除をするのが、私の日課である。

狭いスペースに本棚や机を詰め込んでいる私の事務所では、使い勝手が良く、とても重宝している。

そんな私が、何気なくネットで見つけてしまったのが、サイクロン式掃除機で一世を風靡する“ダイオン”のコードレスクリーナーである。

男の子好きがする無骨なフォルムと強力パワー、コードレスで使い易そうな点が、私の心をわしづかみしてしまった。

「家電芸人」並み？のリサーチや量販店で実機を触れたりと、今まで何一つ不満を感じなかった“クックル〜”が貧相で非力なものに思えてきてしまう。

そして、熟慮すること5ヶ月…ついに、『彼』が私の事務所へやってきた。

私にとっては、「掃除の秋」になりそうな予感がする今日この頃である…

にわか掃除マニア

大学時代の友人の結婚をサークルの仲間で祝うため東京に行ってきました。約20年ぶりに会う友人もあり、少しお腹に肉が付き少し頭の毛がさみしくなった人も若干名いましたが、皆、学生時代の雰囲気そのまま嬉しくなりました（ただ、自分は学生時代に比べ10kg以上痩せたためか、一人に、最初見たとき誰か判らなかつた、と言われショック！）。また、独身は自分くらいかなと思っていたら、当日参加した12人中バツイチを含め5人が独身。ちょっと安心するとともに、これでは日本が少子化するはずだと痛感。

最初は現在の状況や仕事の話をしていましたが途中から大学時代の話になり、会場となった店の閉店時間までの5時間どうでもいい話題で盛り上がり、学生時代にタイムスリップしたよう。

大人になってくるとどうしても利害関係による人との繋がりが多くなっていますが、このような「利害のからまな

い友人関係」の大切さを実感しました。

居残り佐平治

セイタカアワダチソウ（背高泡立草）をご存知でしょうか。荒地や堀の側面等に、2 m以上もの背丈に酒の醸造の際にでる泡によく似た黄色い花を咲かせる外来の雑草です。この草は、モグラ等が食糧を蓄えている地下50 cm位の領域まで根を伸ばし、それを養分として失敬すると共に、周囲の植物の生育を抑制するアレロパシーという作用をもつ化学物質を放出し、平成の初め頃には他の植物を撲滅し大群生していました。しかし、その後モグラも減少し養分が底をつき、同時に他の植物が乏しくなってしまう、自らがアレロパシーの影響を受け（自家中毒）ることになり、衰退してしまつたらしく姿を見ることが少なくなっていました。ところが、最近、我が家の休耕畑に、また、この草が増えてきたように感じます。ちょっと詩的な呼び名で、八神純子（古い！）の歌の題名にもなっており、よく観ればその黄色の群落はなかなか圧巻です。気管支喘息や花粉症の元凶とも言われるブタクサと混同されますが、全くの別品種ということで、とんだ濡れ衣のようです。でも、やっぱり畑の管理にとっては厄介な雑草です。明日はこの草刈をします。

酒吞老人

またまた、はまってるネタですが…。最近、発言小町にはまってます（男性にはあまり興味のないものかもしれませんが）。いわゆるインターネット上の掲示板で、あるトピ（質問）に対する閲覧者のレス（回答）が一覧表示されているものです。ランキング上位のトピを読み出すと1時間は止まりません。「これは“絶対”非常識！」と思う質問に対しても、同意する回答があつたりして、読み終わると毎回、世の中にはいろんな意見を持つ人がいるなあ、と思われ、自分の中の常識に“絶対”はない、と再確認するようにしています。業務において、特にお客様に対し、自分の常識を押し付けてはいないかを常に心がけていきたいと思います。

Suicaにチャージできた訳あり商品

編集後記

女子ワールドカップドイツ大会で「なでしこジャパン」が初優勝そして、ロンドン五輪の出場権まで獲得しました。

3.11大震災・原発事故により混沌とした日本に希望と勇気を与えてくれました。

インタビューから伺える勝利の要因は「チームワーク」です。

私も彼女たちの一生懸命に戦う姿を見て感動を与えられた一人です。

この程、富士支部・富士宮支部所属の女性会員が「なでしこ委員会」を設立されました。

女性会員の活躍により、さらなる静岡会の活性につながることを期待します。

静岡県行政書士会創立・行政書士法制定60周年記念事業

ミュージカル 森のてんぐ屋さん

出演／「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会

無料
ご招待

浜松市天竜区は古くから森林資源の恵を受け、発展してきました。
天竜区の小中学生を中心に、ミュージカルチームを結成。
未来を担う子供たちに、ミュージカルを通して
「森の恵み」や「森の大切さ」を伝えていきます。

平成23年10月22日(土)

13:00開場／13:30開演

会場 静岡市民文化会館 大ホール

無料相談会

10:00～16:00

同会場で静岡県行政書士会による
無料相談会を実施します。

ハガキでの事前応募制

多数のご応募ありがとうございました
ご好評につき受付を終了いたしました

お問い合わせ先

静岡新聞社 企画事業局 TEL054-281-9010(平日9時～17時)

主催／静岡県行政書士会 共催／静岡新聞社・静岡放送
後援／静岡県、静岡市、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会

あなたの街の法律家 行政書士

私たちは許可・
登録申請、遺言や相続、
いろいろな契約・
届出などの相談から
書類作成まで
サポートします。

平成23年度
行政書士制度100周年記念
中村龍彦

東日本大震災被災地支援
行政書士は被災者の支援
活動に取り組んでいます。
行政書士会連合会より支援活動の推進を呼びかけます。



「えがお」をつなぐ、「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。

日本行政書士会連合会 静岡県行政書士会 後援/総務省・静岡県

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。

NEW!
ワクワク、
続々。



財団法人日本宝くじ協会